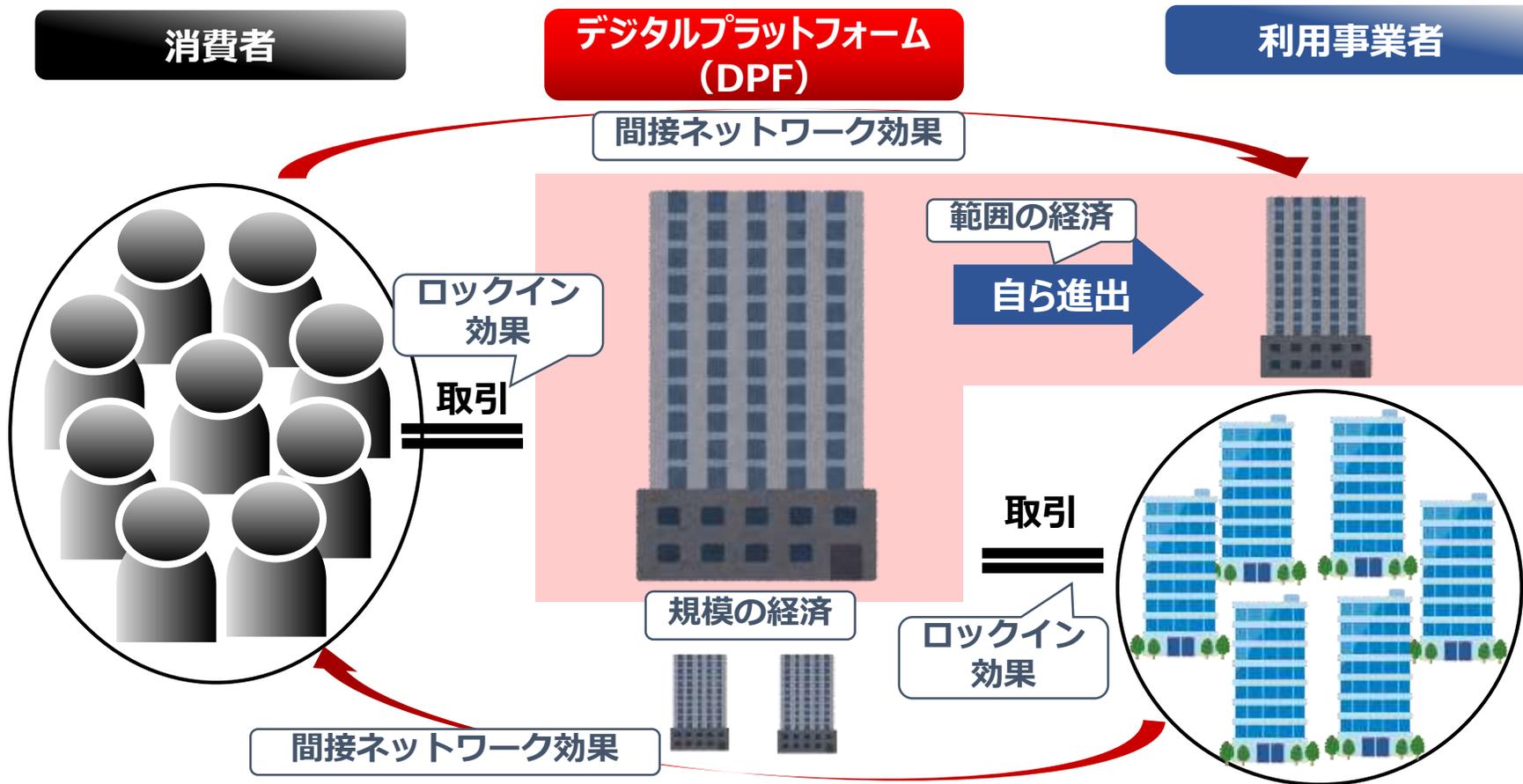


# 公正取引委員会のデジタル分野における取組

～事前規制の導入と実効的な運用に向けた対応～

公正取引委員会  
デジタル市場企画調査室長  
稲葉 僚太



## 【 便益 】

- ・利用事業者には新たなビジネスチャンスが提供される。
- ・利用事業者のほか、**規模の経済**や**範囲の経済**を活かしたDPF自らが、様々なサービスを安価（又は**無料**）で提供することで、消費者の利便性が向上。
- ・多面市場に散在する**大量のデータを集積・構造化**し、新たな価値を創出。  
⇒**社会に多大な便益をもたらす。**

## 【 弊害 】

- ・**間接ネットワーク効果**、**ロックイン効果**、**規模の経済**などの特徴により、特定のDPFに利用者が集中する一方で新規参入が困難となる傾向にあることから、**独占・寡占**に至り得るとともに、利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得る。
- ・利用事業者と競合するサービスを自ら提供した場合に、**自己優遇**のインセンティブが生じ得る。  
⇒**競争上の問題が生じ得る。**

**厳正な法執行  
(エンフォースメント)**

**競争環境の整備  
(アドボカシー)**

## 1. 事件審査

- **グーグル**から申請があった確約計画の認定  
⇒検索エンジン・検索連動型広告に係る技術の提供制限に係る改善措置
- **グーグル**による違反被疑行為（検索アプリやブラウザアプリのプリインストールに係る契約）に関する審査の開始、第三者からの情報・意見の募集
- **アップル**に対する違反被疑事件の処理  
⇒音楽・電子書籍等のリーダーアプリについて、いわゆるアウトリンクを許容する改善措置
- **アマゾンジャパン**から申請があった確約計画の認定  
⇒不利益を被った約1400社の納入業者に対して総額約20億円を返金

## 2. 企業結合審査

- **マイクロソフト**及び**アクティビジョン・ブリザード**の統合
- **グーグル**及び**フィットビット**の統合

## 3. 実態調査

- **生成AI**（調査中）
- **コネクテッドTV、動画配信サービス**
- **ニュースコンテンツ配信分野**
- **モバイルOS等**
- **クラウドサービス**
- **デジタル広告**
- **オンラインモール**
- **アプリストア**

## 4. 研究会・検討会

- **アルゴリズム/AIと競争政策**

## 5. ガイドラインの整備

- **デジタルプラットフォームによる個人情報等の取得・利用**
- **デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するための企業結合ガイドラインの改定**

## 公正取引委員会

オンラインモール・アプリストア  
の実態調査報告書  
(令和元年10月)

デジタル広告分野の実態調  
査報告書  
(令和3年2月)

モバイルOS等に関する実態  
調査報告書  
(令和5年2月)

## デジタル市場競争会議

(事務局：内閣官房)

デジタルプラットフォーム取引透  
明化法案の方向性の決定  
(令和2年1月)

デジタル広告分野の競争評価  
→同分野をデジタルプラットフォーム取引透  
明化法の対象に追加する方針を決定  
(令和3年4月)

モバイル・エコシステムに関する  
競争評価 最終報告  
(令和5年6月)

## ルール整備の状況

・同法成立 (令和2年5月)  
・オンラインモール・アプリストア分野を対象と  
して運用開始 (令和3年4月)

・デジタル広告分野を同法の対  
象に追加  
・デジタル広告分野における対象事業者を  
指定し運用開始  
(令和4年10月)

・スマホソフトウェア競争促進法  
成立・公布  
(令和6年6月)

モバイルOS市場やアプリ流通サービス市場における競争制限的な行為に対して、独占禁止法の執行により対処しようとする場合には、市場画定や競争上の弊害の立証に時間を要するほか、セキュリティやプライバシー等の論点の検証に多大な検証作業が必要となり得るなど、**最終的な結論を得るまでに多大な時間を要し得ることから、独占禁止法の執行による対応を補完するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効**

## 背景・趣旨

- スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する必要がある。

## 法律の骨子

### （1）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模（※利用者数4000万人）以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定する。

### （2）禁止事項及び遵守事項の整備（事前規制）

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止事項）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守事項）を定める。

### （3）規制の実効性確保のための措置

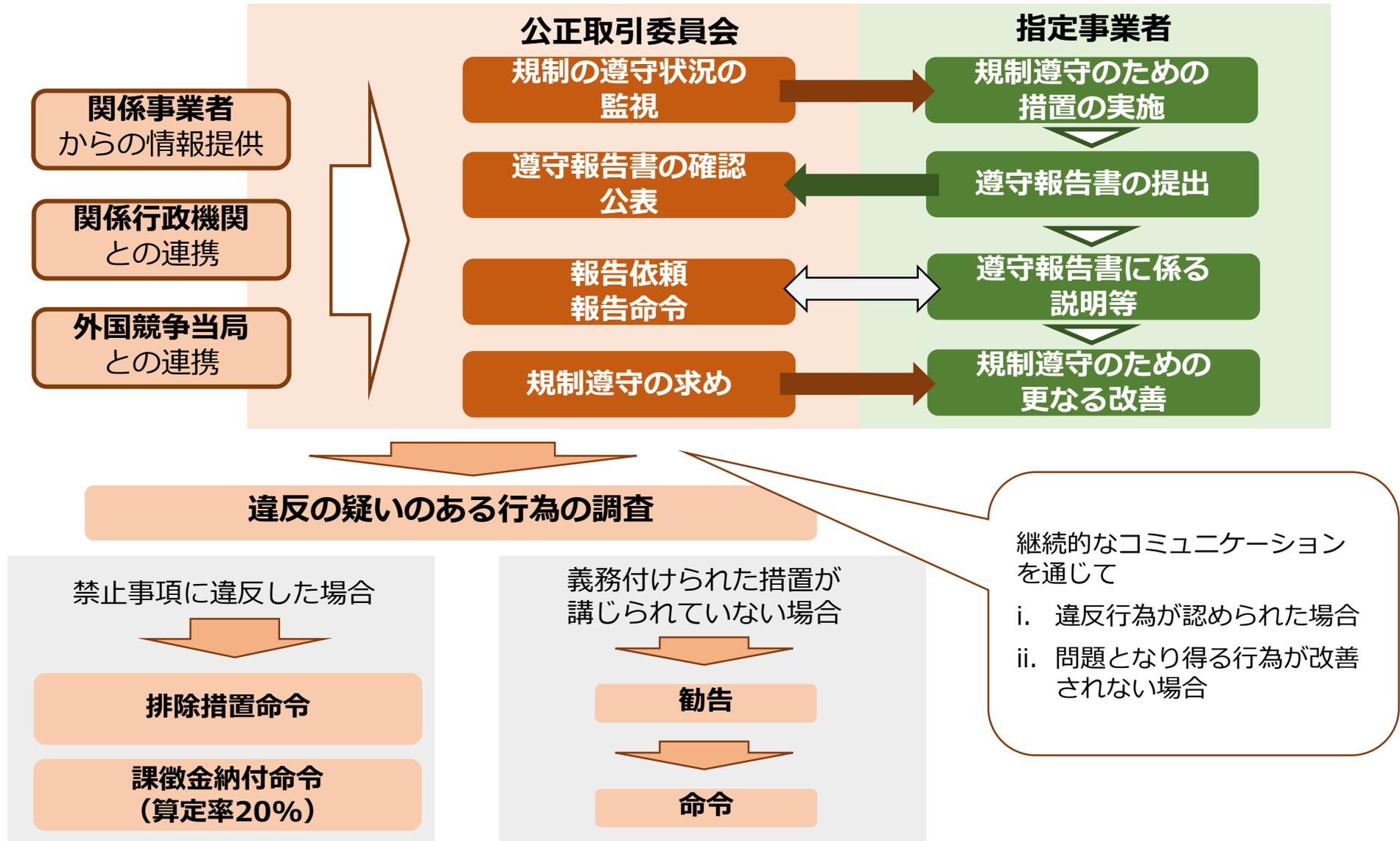
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定を整備する。

### （4）施行期日

公布の日から起算して1年6月（※2025年12月19日）を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、（1）に係る規定は2024年12月19日施行）。

<p>(1) アプリストア間の競争制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）【第7条第1号】</li> <li>※ただし、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合、当該措置を講じることができる（正当化事由）。</li> </ul>
<p>指定事業者以外の課金システムの利用制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。【第8条第1号】</li> <li>※正当化事由あり</li> </ul>
<p>アプリ内でのユーザーへの情報提供制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトに誘導するリンクを表示することを制限してはならない。</li> <li>• ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。【第8条第2号】</li> <li>※正当化事由あり</li> </ul>
<p>アプリ事業者に対する不公正な取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはならない。【第6条】</li> </ul>
<p>(2) 指定事業者以外のブラウザエンジンの利用禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。【第8条第3号】</li> <li>※正当化事由あり</li> </ul>
<p>(3) 指定事業者のサービスのデフォルト設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。【第12条第1号イ、第2号イ】</li> <li>• ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。【第12条第1号ロ、第2号ロ】</li> </ul>
<p>(4) 検索における自社のサービスの優先表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。【第9条】</li> </ul>
<p>(5) 指定事業者による不当なデータの使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。【第5条】</li> </ul>
<p>(6) OSにより制御される機能への他の事業者のアクセスの制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。【第7条第2号】</li> <li>※正当化事由あり</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データの管理体制等の開示義務【第10条】</li> <li>• データ・ポータビリティのツール提供の義務付け【第11条】</li> <li>• OS、ブラウザの仕様変更等の開示義務等【第13条】</li> </ul>

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める新たな規制の枠組み



## 政令・公正取引委員会規則①（2024年12月19日施行）

- 規制対象事業者の指定に係る基準について、年度における各月の特定ソフトウェアの平均利用者が**4000万人以上**とする。
- 指定に関する手続の細則を定める。

## 政令・公正取引委員会規則②

- 正当化事由として認めるべき目的（※法定されたセキュリティ確保、プライバシー保護、青少年保護以外のもの）を定める。
- ユーザーの選択を特に確保するために表示が義務付けられた選択画面の対象となるアプリ等を定める。
- 競合サービスの開発における使用を禁止するデータの範囲を定める。 など

## ガイドライン

- 指定事業者の禁止行為や講ずべき措置に関する具体的な考え方を明確化する（例：新法が禁止する他の事業者によるアプリストア等の提供を「妨げること」、アプリ事業者に対する「不公正な取扱い」等に該当する行為は何か）。
- 正当化事由についての具体的な考え方を明確化する（例：禁止行為や目的ごとに、正当化事由が認められるべき（又は認められるべきではない）具体的な場面とは）。

（施行に向けたスケジュール）

2024年9月

有識者検討会の開始

2024年12月19日

指定に係る規定の施行

2025年3月目途

規制対象事業者の指定

2025年6月目途

成案の公表

2025年末

全面施行